□児童手当・特例給付　認定請求書
□児童手当・特例給付　額改定認定請求書

認定請求書　記入例（児童手当新規申請用）

【問合せ・提出先】　小金井市子育て支援課手当助成係
〒184-8504　小金井市本町6－6－3
電話：042－387－9839（ダイヤルイン）　FAX：042－386－2609
ホームページ：http://www.city.koganei.lg.jp/

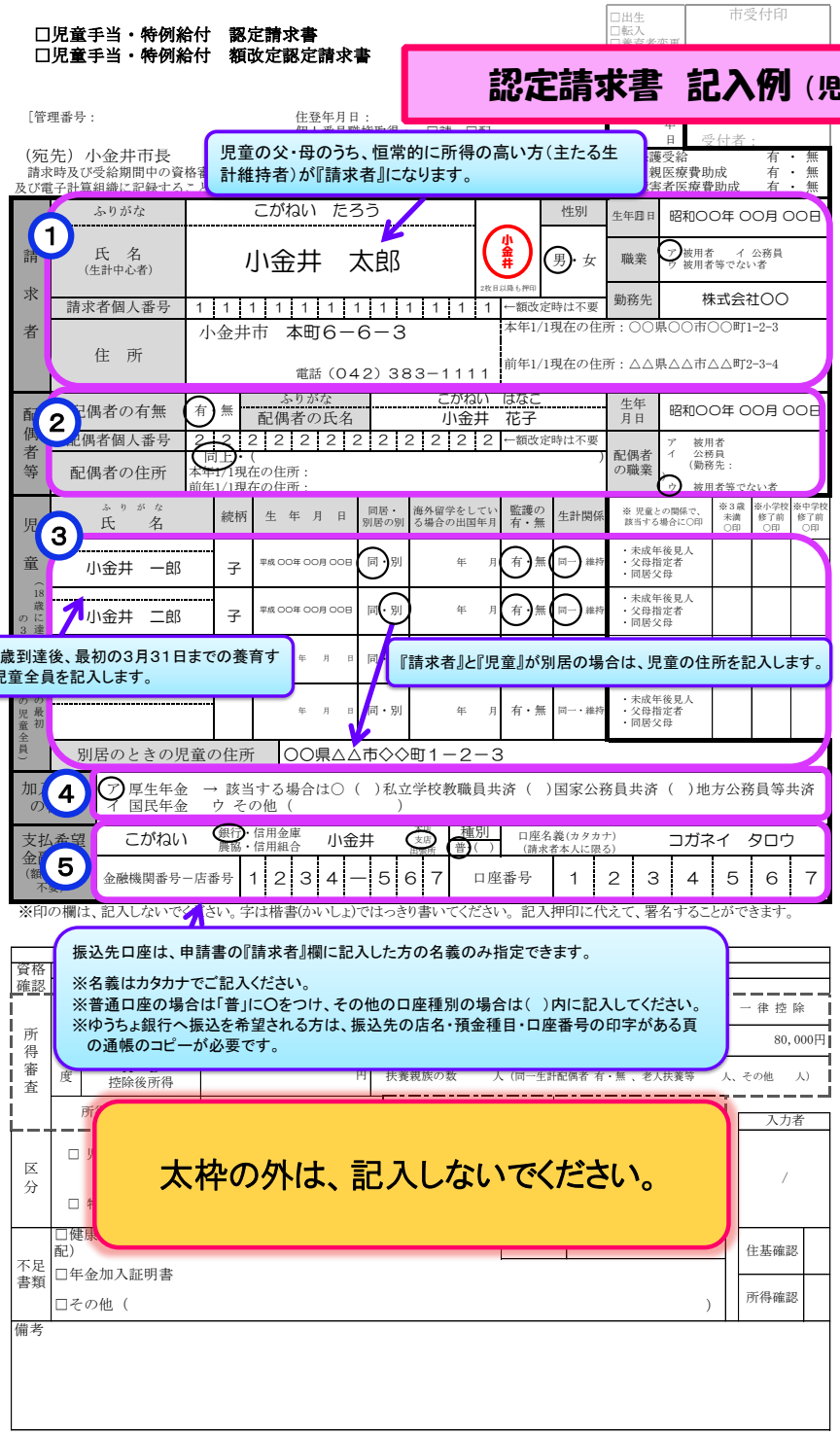

児童手当認定請求書の記入について

① 児童の父・母のうち、恒常的に所得の高い方（主たる生計維持者）が『請求者』になります。
請求者の『氏名』・『ふりがな』・『個人番号』・『性別』・『生年月日』・『住所』・『電話番号』・『職業』・『勤務先』を記入します。
※『所得金額が毎年変動する場合』、『主たる生計維持者がわからない場合』、『主たる生計維持者と児童が別居している場合』、その他不明な点がある場合は、お問い合わせください。
※ 住所欄の『1/1現在の住所』は、現住所と異なる場合に記入してください。
※ 職業欄の『被用者』は主に会社員の方、『被用者等でない者』は自営業の方やどなたかの扶養に入っている方などを指します。

② 請求者の配偶者等について記入します。
『配偶者の有無』・『配偶者の氏名』・『ふりがな』・『個人番号』・『生年月日』・『配偶者の住所』・『配偶者の職業』を記入します。
※『住所』は、請求者と同居の場合は同上にマルを記入し、1/1現在の住所は、現住所と異なる場合に記入してください。
※ 配偶者が公務員の場合には、勤務先名も記入します。
※ 配偶者が無しの場合、氏名欄等は空欄にしてください。

③ 養育している児童の『氏名』・『（請求者から見た）続柄』・『生年月日』・『同居・別居の別』・『監護の有無』・『生計関係』を記入します。
※『児童氏名欄』には、18歳到達後最初の3月31日までの児童を記載します。
※『請求者』と『児童』が別居している場合、『別居のときの児童の住所』欄に住所を記入し、『別居監護申立書』・『監護事実の同意書』・『児童の属する世帯全員の全部記載の住民票（※児童が小金井市内の場合は不要）』の添付が必要です。
※『監護』とは、『請求者が児童に対して精神的・経済的に面倒をみていること』です。

④ 請求者の加入している『年金』の種類にマルを記入します。

⑤ 請求者の金融機関の口座情報（金融機関名・口座番号等）を記入します。
※ 申請書の『請求者』欄に記入した方の名義のみ指定できます。
※ 額改定時（第2子以降のお子様が生まれた場合）は個人番号及び支払希望金融機関の記入は不要です。

児童手当認定請求書に必要な書類等

＜全員が必要なもの＞
（1） **認定請求書**（子育て支援課窓口にあります。又は、市ホームページからダウンロードできます。）
（2） **印鑑**（請求者欄の㊞の箇所に必ず押印してください。認印で構いませんが、朱肉使用のもの。）
（3） **請求者名義の金融機関の口座情報（金融機関名・口座番号等）**
※ 請求者が外国人の場合は、通帳のコピー（口座名義人がカタカナで印字された頁）を添付してください。
※ ゆうちょ銀行へ振込を希望される方は、振込用の「店名、預金種目、口座番号」の印字がある頁の通帳のコピーを添付してください。

（4） **個人番号カード、又は個人番号通知カード＋運転免許証等本人確認書類**（いずれも申請者のもの）

＜該当の方のみ必要なもの＞
（5） 請求者が厚生・共済年金に加入している場合
① 請求者が加入している健康保険証が次のア～クの方　⇒ **健康保険証の写し**（請求者本人のもの）
ア ××健康保険組合（国民健康保険組合を除く。）
イ 全国健康保険協会
ウ 全国土木建築国民健康保険組合
エ 私立学校教職員共済組合
オ 日本郵政共済組合
カ 文部科学省共済組合（大学等支部と記載のあるものに限る。）
キ 船員保険
ク 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

② 請求者が加入している健康保険証が上記(5)①ア～ク以外の方
⇒ **年金加入証明書**（子育て支援課窓口にあります。又は、市ホームページからダウンロードできます。）
（6） 請求者が児童と別居している場合（単身赴任等に限る）
⇒ **別居監護申立書**（申請者自身で記入するもの）（子育て支援課窓口にあります。又は、市ホームページからダウンロードできます。）

◎その他の書類が必要な場合もあります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。